| | 計金額、総務課の項のようが5億円条法ののようが5億円係をものによりが5億円条法をのは、10年間を計画をできませる。 10年間を表現をできませる。 10年間を表現をできませる。 10年間を表現をできませる。 10年間を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を | 東部総合事務所長 |
|--|---|----------|
| | び総務所域るb総務所域るc総務び総務所域るb総務所域るcとの部事の区係の部事の区係の部事の区係の部事の区係の部事の区係の部事及野事の区係の事の上に行動方の氏ありまる工法の以事の上にの事のを表して、 | 中部総合事務所長 |
| | 費万の係a費る舎工係のb外の(東事所び頭合務の管域の大事を受ける。費る舎工係のb外の(東総事所び頭合務の管域での溝にの繕係庁のにも 以も 部合務及八総事所所区に | 東部総合事務所長 |

| | 係もb)中総事所所区にるのc)西総事所び野合務の管域係も るの 部合務の管域係も 部合務及日総事所所区にるの | 中部総合事務所長 四部総合事務所長 |
|--|--|----------------------------|
| | 7 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求 (一) 営業費に係る本庁舎等の工事に係る本庁舎等の工事に係る本庁舎等の(二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所に係るもの (2) 中部総合事務所に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの | 東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 |
| | 8 同規則第30条第 1項の規定による 工事の監論負対象語 計会の影響 計会の影響 計会の影響 計会の影響 計会の影響 計会額が5事 に るもの (二) 請額が5事に係 るもの (1) 請納が5事に係 るもの (1) 請納を動い に は 対象を記しいて は 対象を認いい て同に円いと 対象を に 対象を に 対象を に が は 対象を に が な に に が は に に が な に に が な に に は に は に は に は に は に は に は に は に は | |
| | の 9 同規則第30条第 1項の規定による 工事の監督の命令 (一) 営業に係る 本庁舎等の工事 に係るもの (二) (一)以外の | |

| もの (1) 東部総合 事務所及びハ 頭総合事務所 | 東部総合事務所長 |
|--|----------|
| に係るもの (2) 中部総合 事務所に係る | 中部総合事務所長 |
| もの (3) 西部総合 事務所及び日 野総合事務所 | 西部総合事務所長 |
| (ご孫名もの) (10 同規則第33条第 | |
| 1項及び第2項の 規定による措置の 要求 | |
| (一) 調慮対象語 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの | |
| (二) 請負対象設計金額が2億円 未添り工事に係 | |
| るもの (1) 建築工事 に頂名もの イ 営績費に | |
| 係る本庁舎 等の工事に (係るもの | |
| ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 | 東部総合事務所長 |
| 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に | |
| 国と域に 係るもの (ロ) 中部 総合事務 | 中部総合事務所長 |
| 所の所管 区域に係 るもの (ハ) 西部 | 西部緣統合事 |
| 総合事務 所及び日 野総合事 | 務所長 |
| 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設備工事 | |
| に対系さもの イ 調負対象 設計金額が | |
| 6,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 調負対象 | |
| 設計金額が 6,000万円未 満の工事に | |
| 係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 | |
| の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも | |
| の の a 東部 総合事 | 東部総合事務所長 |
| 務所及 び八頭 総合事 務所の | |
| 所管区 域に係 るもの | |
| b 中部 総合事 務所の 所管区 | 中部総合事務所長 |

| | 域に係るもの c 総所田 部事 務所田 会務 所野事 務所 野事 務所 管 に係るもの | 西部総合事務所長 |
|--|--|---------------------|
| | 11 同規則第36条第 71項、第37条後 段、第39条第5 項、第40条後針及 で、第40条の2第3 項の規定による工 期又は請負代金の 額の変更 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの | |
| | (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも | |
| | の イ 建築工事 に係るもの (イ) 営績 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の | |
| | a 総合事 東合事 務所及 び総務所 を を を を を も と も と も と も の の の の の の の の の の の の の | 東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 |
| | 務所で区域に係るもの。 はもの。 とのの部事を を を を ののの を を ののの を ののので を ののので を ののので を ののので を ののので を ののので を ののので を のののので を のののので を のののので を のののので を のののので ののので ののので ののので ののので ののので ののので ののので の。 のので のので | 产品総合事務 所長 |
| | 域に係 るもの ロ 設備工事 に係るもの (イ) 工事 費か6,000 万円以上 の工事に 係るもの (ロ) 工事 費か6,000 | |
| | (口) 工事 | |

| | 舎工係の り 外のの のはも のはも のはも のはも のはも のはも のはも の | 東部総合事務所長 |
|--|--|--------------|
| | 務の管域係もの)部合務の管域係もの)部合務の管域係もの)部合務の管域係 | 中部総合事務 所長 |
| | るの () 西総事所び野合務の管域係も 部合務及日総事所所区にる (| 西音樂合咖啡 |
| | もの 12 同規則第36条第 71項後段、第37条 後段、第40条後段 及び第40条の2第 31項(同規則第88 条第21項において 準用する場合を含む、)の規定による必要な負担の決定 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 | |
| | るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の | |
| | 13 同規則第39条第 4項の規定による 工事体容の変更等 (一) 請負対療設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対療設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が | |

| 平成22年3月31日 | 水曜日 | 鳥 | 取 | 県 | 公 | 報 | 号外第40号 |
|------------------------|-----|---|---|---|---|---|-----------|
| 1 /-22 - 1 0 / 3 0 : [| | | | | | | 3 / 1 / 2 |

| | 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 建設工事 に係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも | |
|--|---|---------------------------|
| | の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 | 東部総合事務所長 |
| | 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの | 中名総合事務所長 |
| | c 西部 総合事 務所及 び日野 総合所の 所管区 域に係 | 西縣合事务所長 |
| | るもの ロ 設備工事 に係るもの (イ) 工事 費かた。 の アリル上 の ア事に 係るもの | |
| | (ロ) 工事 費が6,000 万円未満 の工事に 係るもの a 営績 費に係 る本庁 | |
| | 舎等の 工事に 係るも の b a以 外のも の (a) | 東部総合事務 |
| | 東総事所 び頭合務 及八総事 所 | 所長 |
| | の所 管域に 係の (b) 中総 | 中名総合 事 務 所長 |
| | 総 野 所 の 所 管 区 域 に 係 | |

| | るの(c 西総事所び野合務の管域係もの)部合務及日総事所所区にるの | 西部総合 事 務 所長 |
|--|---|------------------------------|
| | 14 同規則第40条前 手段の規定による工 事の状容の変更等 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の | |
| | (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るもの イ 建設工事 に係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 戻部 総合事 務所及 | 東部総合事務所長 |
| | び八頭 総合所で 球にの 所管で係 るもい の の の の の の の の の の の の の の の の の の の | 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長 |
| | び日野 総所で区域所で区域の 所ででは、まれます。 は、まれます。 は、まれます。 は、まれます。 は、は、まれます。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | |

| 平成22年3月31日 水曜日 | 鳥取県 | 公報 | | 号外第40号 |
|--------------------|-----|----|---|----------|
| | | | 舎工係のB外の(東総事所び頭合なの)のにも以もの)部合務及八総事の | 東部総合事務所長 |
| | | | 務の管域係もの中総事所所区にあり、部合務の管域係もの、部合務の管域係 | 中部総合事務所長 |
| | | | るの(西総事所び野合務の管域係もも)部合務及日総事所所区にるの | 西部総合事務 |
| | | | 15 同規則第40条の 2第1項及び第2 項の規定による工 事の施工の一時中 止 (一) 請勢対象部 | |

止
(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの
(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの
(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの
(2) 工事は係るもの
(2) 工事は係るもの
エ事に係るもの

工事に係るもの
イ 建設工事
に係るもの
(イ) 営繕
費に係る
本庁舎等
の工事
の工事
の工事

係るもの (ロ) (イ) 以外のも

東部総合事務 所長

| | るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 | 中部総合事務所長 |
|--|--|----------|
| | 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 | 西部総合事務所長 |
| | 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの | |
| | ロ 設備工事 に係るもの (イ) 工事 費が6,000 万円以上 の工事に | |
| | 係るもの (ロ) 工事 費が6,000 万円未満 の工事に | |
| | 係るもの a 営繕 費に係 る本庁 舎等の 工事に | |
| | 上学に 係るも の b a以 外のも の | |
| | (a) 東部 総合 事務 所及 びハ | 東部総合事務所長 |
| | 頭総 合事 務所 の所 管区 | |
| | 域に 係る もの (b) 中部 総合 | 中部総合事務所長 |
| | 事務 所の 所管 区域 に係 | |
| | るも の (c) 西部 総合 事務 | 西部総合事務所長 |
| | 所 及 び 曰 野 離 合 事 務 所 | |
| | の所 管区 域に 係る もの | |
| | 16 同規則第11条の 規定による工期の 延長の確認 (一) 請負対象設 計金額が5億円 | |
| | 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 | |

| 平成22年3月31日 水曜日 鳥 取 県 公 報 |
|--------------------------|
| |

号外第40号

| | 計金額が5億円 未満の工事に係るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るもの イ 建設工事 に係るもの (イ) 連続を書の (イ) に係る 本庁工事に 係るしの (ロ) (イ) 以外のも | |
|--|--|------------------------------|
| | の 事 事 事 を を の の の の の の の の の の の の の | 東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 |
| | 総務所で 球に係る ではも西合所の を終務がいる ののの を終務がいる ののののののでは ののののでは ののののでは ののののでは のののののでは のののののでは では、 | 西部総合事務所長 |
| | るもの ロ 設備工事 に係るもの (イ) 工事 費がも,000 万円以上 の工事に 係るもの (ロ) 工事 費が6,000 万円未満 の工事に | |
| | (AS to a | 東部総合事務 |
| | の東総事所び頭合務及八総事所所の管域に | 所長 |
| | 係る もの (b) 中部 総合 事務 | 中部総合事務所長 |

| 平成22年3月31日 | 水曜日 | 鳥 | 取 | 県 | 公 | 報 |
|------------|-----|---|---|---|---|---|
|------------|-----|---|---|---|---|---|

号外第40号

| 所所区にるのcの管域係もの音域係ものの管域係ものの音域係ものの音域係ものの音域係ものできる形の音域係もの | 西線給事務所長 |
|---|---------------------|
| 17 同規則第2余第 1項の規定による 工期の活動対象 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の工事に係 るもの (2) 工事費が 2億円未満の工事に係るももの (2) 工事費が 2億円未満の工事に係るもの (4) 工事費が 2億円未満の工事に係るもの が、2億円未満の工事に係るもの が、2億円未満の工事に係るもの が、2億円未満の工事に係るもの が、2億円未満の工事に係るもの が、2億円未満の工事に係るもの が、2億円未満の工事に係るもの が、3億円のよる は、3億円のよる は、3億 | 来派総合事務所長 |
| を中の部事の所では、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この | 中部総合事務所長 西部総合事務 所長 |

| 平成22年 3 月31日 | 水曜日 | 鳥 | 取 | 県 | 公 | 報 | 号外第40号 |
|--------------|-----|---|---|---|---|---|--------|
| | | | | | | | |

| | | 1.1 | 係るもの | |
|--|--|-----|------------------|--------|
| | | | a 営繕 | |
| 第40日 第40日 第40日 の 20日 の 20日 第5日 第5日 第5日 第5日 第5日 第5日 第5日 第5 | | | | |
| 1 年 | | | 舎等の | |
| の | | | 工事に | |
| b a以 | | | | |
| (3.1 (3.1 (3.1 (3.1 (3.1 (3.1 (3.1 (3.1 | | | | |
| (1) 選出書 | | | | |
| 原語 | | | o | |
| 無合 ・ | | | (a) | |
| 事務 | | | 果部 | 所長 |
| 所及 | | | 事務 | |
| 語 | | | 所及 | |
| 会員 | | | び八 | |
| | | | 與 総 合 事 | |
| の所 管区 域に (を) (を) (り) 中間 総合 事間 所の (こ) (こ) 西部 海線 事間 海線 海線 海線 海線 海線 海線 海線 海線 海線 海線 | | | 務所 | |
| 様に 他 2 | | | の所 | |
| (株) | | | 管区 | |
| | | | 係る | |
| 神部 総合 | | | もの | |
| 設合 事情 所で 形で のの には させの のの のの のの のの のの のの のの のの のの | | | (b) | 中部総合事務 |
| | | | 中部 | 所長 |
| 所の 所面 に関して関して関して関して関する。 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 でして、 ののののでは、 でして、 ののののでは、 でして、 ののののでは、 でして、 ののののでは、 でして、 のののでは、 でして、 のののでは、 でして、 のののでは、 でして、 のののでは、 でして、 のののでは、 でして、 のののでは、 でして、 のののでは、 でして、 のののでは、 でして、 のののでは、 でして、 のののでは、 でして、 のののでは、 でして、 のののでは、 でして、 ののでは、 でして、 ののでは、 でして、 ののでは、 でして、 ののでは、 でして、 ののでは、 でして、 ののでは、 でして、 ののでは、 でして、 ののでは、 でして、 ののでは、 でして、 ののでは、 でして、 ののでは、 ののでは、 でして、 ののでは、 でして、 ののでは、 でして、 ののでは | | | 事務 | |
| 区域 るもも の (c) 西部 総合権 事務所 及 び日 野様 合字 病所の 音 | | | 所の | |
| に係るさせのの(に) 西部 | | | | |
| をものの(こ) 西部総合理解 所後 原政 日 | | | | |
| の (c) 西部 総合 野精 所長 | | | るも | |
| 西部 総合 事務 所及 | | | 0 | |
| 総合 事務 所及 U日 野組 合事 務所 の所 信区 域に もの 18 同即即称の際望 2項の規定による。 運動が表現 2項の規定による。 運動が変更 (一) 運動が強退 計論がが、原門 みその 関いして 対して 野への変変解 (一) 運動が強退 計論がが、原門 表をの (1) 正即域が 2個門以上の 工事はあるもの (1) 工事域が 2個門以上の 工事はあるもの (2) 工事域が 2個門以上の 工事はあるも の イ 速度工事 に係るも 本方音等 の工事に 係るも本方音等 の工事に 係るも本方音等 の工事に 係るも本方音等 の工事に 係るもな な方音等 の工事に 係るもの (1) 以外のも の 東語 総合 第所長 | | | (C) | |
| | | | 総合 | mix |
| 野島 会等 | | | 事務 | |
| | | | 所及 | |
| 会事 務所 の所 管区 域に 係る もの 18 同期関節に終惑 21的別更による 選際過度とおる 工順、過たない 期を必要の理解 (一) 割給が強明 り上の2 開 り上の1 開 ををの (二) 割偽が強設 計論動が適田 ををの (二) 1 開 が適日 り上の1 開 ををの (1) 1 国際が 2 世門以上の 2 世門以上の 1 単に係るも の (2) 工事前が 2 世門以上の 1 単に係るも の (2) 工事は係るも の (3) 対象が 2 世界高級の 工事に係るも の (4) 当績 類に係る 本内合等 の の イ 密 (5) 当場 第二に係る の (7) 当績 類に係る 本内合等 の の (1) 以ののも の の 事 来部 場合事の (1) 以ののも の の 事 来部 場合事の (1) 以ののも の の 事 来部 場合事の (1) 以ののも の の の の の の の の の の の の の の の の の の | | | の日 | |
| 務所 の所 管区 域に 係る もの 18 | | | 合事 | |
| 管区 域に 係る セの 18 同類解泌療網 2 原列原正よる 通常必要とされる 丁期に素かない T 野への変更の要求 (一) 結婚が5 億円 以上の丁事に係る をの (二) 指検が9 億円 以上の丁事に係る をの (1) 工事数が 2 億円以上の 工事に係るも の (2) 工事数が 2 億円大海の 丁事に係るも の イン 建築工事 に係るもの (イ) 結構 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (イ) 結構 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (1) (イ) 以外のも の 東 原 | | | 務所 | |
| 接に 係る もの 18 同類原料と単型 2項の規定による 通際心変を振来 (一) 請款が確設 計金額が5億円 以上の工事に係るもの (二) 請款が多設 計金額が5億円 未満の工事に係るもの の(1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るもの の(2) 工事費が 2億円以上の 工事に係るもの の(4) ご事理が 2億円米海の 工事に係るもの の(5) ご事理が 2億円米海の 工事に係るもの の(7) ご事理が 2億円米海の 工事に係るもの の(7) ご事に係るもの の(7) ご第 質に係る本の の(7) ご第 質に係る本が含等の の工事に 係るもの の(1) (イ) 以外のも の a 東部 総合事列 務所及 | | | の所 | |
| 係る 中の 18 阿爾剛隆紀宗維 2 項の規定による 適感必要とされる 工理にかない 工理 (一) 請助対象設 計金動が5 億円 以上の工事に係 るもの (1) 工事費が 2 億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2 億円以上の 工事に係るも の (4) 世籍 費に係る 本庁舎等 の工事に係るる 本庁舎等 の工事に係るも の (1) 世籍 費に係る 本庁舎等 の工事に係るも の (1) 世籍 費に係る 本庁舎等 の工事に係るも の (1) 世籍 費に係る 本庁舎等 の工事に (1) 世籍 費に(1) 世籍 費を(1) 世籍 養を(1) 世 養を(1) 世 養を(1) 世 養を | | | | |
| 18 同時期第42条部 21版の規定上よる 適常必要とされる 工明に加たない 工 財かの変更の要求 (一) 請急が強則 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請急が強則 計金額が5億円 未満の工事に係るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円決量の 工事に係るも の (4) 工事に係るも の (5) 工事度が (6) 大きの (6) 工事に係るも の (7) 連絡工事 に括るもの (8) は続きる の 「連絡工事 におるもの (9) は続きるもの (1) はは 費に係る のの 東部 総合中の | | | 係る | |
| 2 項の規定による | | | もの | |
| 2 項の規定による | | | 19 同期間22条第 | |
| 通常が変とされる 工明に対応ない 「中の変更が解求 (一) 語像が確認 計会能が5億円 以上の工事に係 るをの (二) 語像が確認 計会能が5億円 未満の工事に係 るをの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 連続工事 に係るもの (イ) 営籍 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るをの (ロ」(イ) 以外のも の a 東部 総合事務 系形及 | | | 2項の規定による | |
| 脚の変更の要求 | | | 通常必要とされる | |
| (一) 請負対機能 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対機能 計金額が5億円 未満の工事に係るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るもの (4) 営績 費に係る 本庁舎等 の工事に係るもの (イ) 営績 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の の (ロ) (イ) 以外のも の の の 東部総合事務 務所及 | | | | |
| 計金額が5億円 以上の工事に係るもの (二) 調負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るもの (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るもの イ 建築工事 に係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (口) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 | | | | |
| 以上の工事に係 る七の (二) 請負対除設 計金額が5億円 未添の工事に係 る七の (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係る七 の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 連発工事 に係るもの (イ) 営雄 費に係る 本庁舎等 の工事に 係る七の (口) (イ) 関婚 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (エの、一番) の (エの、一番) の (エの、一番) の の の の の の の の の の の の の | | | | |
| (二)請負が象担 計金額が5億円 未満の工事に係るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るもの (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るもの (4) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (口) (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (口) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 | | | 以上の工事に係 | |
| 計金額が5億円 未満の工事に係るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るもの (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るもの イ 建築工事 に係るもの (イ) 営舗 費に係る 本庁舎博 の工事に (係るもの (ロ) (イ) 以外のも の の a 東部 総合事 務所及 | | | | |
| 末満の工事に係るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 営籍 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 | | | | |
| (1) 工事費が 2 億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2 億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 営籍 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 | | | | |
| 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円末高の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (口) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 | | | る も の | |
| 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 営籍 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の の a 東部 総合事 務所及 | | | | |
| の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 営籍 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 | | | | |
| 2億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 | | | o | |
| 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 営籍 費に係る 本庁舎等 の工事に (係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 | | | | |
| の イ 建築工事 (ご孫るもの (イ) 営舗 費に係る 本庁舎等 の工事に (孫るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 | | | | |
| イ 建築工事 (ご係るもの (イ) 営籍 費に係る 本庁舎等 の工事に (係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 | | | | |
| (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 | | | イ 建築工事 | |
| 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 | | | | |
| 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 | | | | |
| の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 | | | 本庁舎等 | |
| (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 | | | の工事に | |
| 以外のも の a 東部 総合事 務所及 | | | | |
| の a 東部 総合事 務所及 | | | | |
| 総合事 | | | o | |
| 務所及 | | | | |
| | | | | 所長 |
| | | | び八頭 | |

| 平成22年3月31日 | 水曜日 | 鳥 | 取 | 県 | 公 | 報 | 号外第40号 |
|------------|-----|---|---|---|---|---|--------|
| | | | | | | | |

| | 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの | 中部総合事務所長 |
|---|---|----------|
| | c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの ロ 設備工事 に係るもの (イ) 工事 | 西部合實際 |
| | 費が、000 万円以上 の工事に 係るもの (口) 工事 費が、000 万円未満 の工事に 係るもの a 営繕 費に係 | |
| | る本庁 舎等に 係の a 以 外のの (a) | 東部総合事務所長 |
| | 所び 頭合 務の 管域 ほる もの (b) 部 | 中部総合事務所長 |
| | 総事所の 所区にこるの にこるの (c) 部合 | 西路岭争所所長 |
| | 事務及 び野合務の 管域係 を もの | |
| 3 | 同時期以第42条第 1項の規定による 傾針代金の変更及 必要な負担の決 | |

| | 係の)外の a 総務び総務所域 a 総務び総務所域 a 関係の が形工 a 費 a にて、 動力の係の動力の係る 費 a にて、 動力の係の動力の係。 費 a である できます またい がいまい かいまい かいがい はいまい はいい はい は | ・ 億取、像便取、 関連には、 関連には、 関連には、 関連には、 のでは、 | 東部長中野 |
|--|---|--|----------|
| | 工 係 の か の (a 引 が を が の に る う う た う う う う う う う う う う う う う う う う | a以 のも | 東部総合事務所長 |

| | 係も)中総事所所区にるの(西総事所び野合務の管域係も)部合務の管域係も、部合務及日総事所所区にる | 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長 |
|--|--|------------------------------|
| | もの 20 同規則解公条の 規定による請負代 金の額の変更の決定 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 | |
| | 21 同球則例45余網 51項の規定による 費用の負担のが議議 (一) 請負対象結設 計金額が5億円以上の工事に係るもの(二) 請負対象 設計金額が5億円未満の工事に係るもの(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの(2) 工事は係るもの(2) 工事は係るもの(2) 工事費が2億円未満の | |
| | 工事に係るもの イ 建築工事 に係るもの (イ) 建築工事 に係るも営績 費に係る 本庁工事に 係るもの (口) (ハ) いかの の 東部 総 所及 びハ八事 | 東密総合事務所長 |
| | 施所 務所管区 域に係 るもの b 中舎 総所の 所管区 域に係 るもの の の の の の の の の の の の の の | 中部総合事務所長 |

| 平成22年3月31日 | 水曜日 | 鳥取 | 県 公 報 | 号外第40号 |
|------------|-----|----|-------|--------|

| | 合事務 所及び 日野総 合事の所 管区係る もの ロ 設備をもの (イ) | 所長 |
|--|---|------------------------|
| | 費%,000 万円以上 の工事に 係るも工事 費が6,000 万円未事に 係る 営に本市 の a 営に本庁 き等の | |
| | 工係の B 外の(a) 東総事所び頭 が頭が が頭が | 東部総合事務所長 |
| | 会務の管域係もの) 部合務の管域係もの) 部合務の管域係もの) 部合務の管 | 中部総合事務 所長 |
| | 区にるの(西総事所び野合郷子の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の | 西路岭合事務所長 |
| | 務所の所管区域に係るもの 22 同規則第48条第 2項の規定による 天文で他の不可抗力による損害の 状況の調査及び確 | |
| | 認 (一) 営業費に係 る本庁舎等の工 事に係るもの (二) (一)以外の もの (1) 東部総合 事務所及び人 顕統合事務所 に係るもの (2) 中部総合 | 東部総合事務 所長 中部総合事務 |

| | 事務所に係る もの (3) 西部総合 | 所長西部紀事務 |
|--|---------------------------------------|----------------------|
| | 事務所及び日 野総合事務所 に係るもの | 所長 |
| | 23 同規則第49条第 1項の規定による 設計図書の変更の | |
| | 決定 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 | |
| | るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 | |
| | 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の | |
| | 工事に係るも の (2) 工事費が | |
| | 2億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 | |
| | に係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 | |
| | の工事に 係るもの (ロ) (イ) | |
| | 以外のも の a 東部 総合事 | 東部総合事務所長 |
| | 務所及 び八頭 総合事 務所の | |
| | 所管区 域に係 る も の | |
| | b 中部 総合事 務所の 所管区 | 中部総合事務 所長 |
| | 域に係 る も の c 西部 | 西部総合事務 |
| | 総合事 務所及 び日野 総合事 | 所長 |
| | 務所の 所管区 域に係 るもの | |
| | ロ 設備工事 に係るもの (イ) 工事 | |
| | 費が,000 万円以上 の工事に 係るもの | |
| | (ロ) 工事 費が,000 万円未満 の工事に | |
| | 係るもの a 営繕 費に係 | |
| | る本庁 舎等の 工事に 係るも | |
| | の b a以 外のも | |
| | の (a) 東部 | 東部 総合事務 所長 |

| 平成22年3月31日 | 水曜日 | 鳥 | 取 | 県 | 公 | 報 | | 号外部 | 第40号 |
|----------------|-----|---|---|---|---|---|---|-----|-----------------|
| | | | | | | | 総事所び頭合務の管域係もり中総事所所区にるの(西総事所び野合務の管域係も合務及八総事所所区にるの、部合務の管域係も 部合務及日総事所所区にるの | | 中部総合事務所長 西部総合事務 |
| | | | | | | | 24 同球に発発の 1項(財) 1和(財) 1 | | 東部総合事務 |

| 平成22年3月31日 | 水曜日 | 鳥 | 取 | 県 | 公 | 報 | 号外第40号 |
|------------|-----|---|---|---|---|---|--------|
| | | | | | | | |

| | | c 西部 | 西部総合事務 |
|--|--|-----------------------|----------------|
| | | 総合事 務所及 | 所長 |
| | | び日野 総合事 | |
| | | 務所の | |
| | | 所管区 域に係 | |
| | | るもの 口 設備工事 | |
| | | に係るもの | |
| | | (イ) 工事 費が6,000 | |
| | | 万円以上 の工事に | |
| | | 係るもの | |
| | | (ロ) 工事 費が6,000 | |
| | | 万円未満の工事に | |
| | | 係るもの | |
| | | a 営繕 費に係 | |
| | | る本庁 舎等の | |
| | | 工事に | |
| | | 係るも の | |
| | | b a以 外のも | |
| | | 0 | 本立成公人市区 |
| | | (a) 東部 | 東部総合事務 所長 |
| | | 総合事務 | |
| | | 所及 び八 | |
| | | 頭 総 | |
| | | 合事 務所 | |
| | | の所管区 | |
| | | 域に | |
| | | 係る もの もの し | |
| | | (b) 中部 | 中部総合事務 所長 |
| | | 総合 | 77154 |
| | | 事務 所の | |
| | | 所管区域 | |
| | | に係 | |
| | | るも の | |
| | | (c) 西部 | 西部総合事務 所長 |
| | | 総合事務 | |
| | | 所及 | |
| | | び 日 野 総 | |
| | | 合事 務所 | |
| | | の所 | |
| | | 管区域に | |
| | | 係る もの | |
| | | | |
| | | 25 同規則第57条第 | |
| | | 工事目的物の使用 (一) 請負対象設 | |
| | | 計金額が5億円 以上の工事に係 | |
| | | る も の | |
| | | (二) 請負対象設 計金額が5億円 | |
| | | 未満の工事に係 るもの | |
| | | (1) 工事費が | |
| | | 2.億円以上の 工事に係るも | |
| | | | |

| 平成22年3月31日 | 水曜日 | 鳥 | 取 | 県 | 公 | 報 | 号外第40号 |
|------------|-----|---|---|---|---|---|--------|
| | | | | | | | |

| | (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るもの イ 建築工事 に係るもの (イ) 営係る 幸庁(イ) 営係る 本方で事に 係るもの (ロ) 外のも の 東部 総所及頭 発所の びい言事 のの のの のの のの のの のの のの のの のの の | 東部総合事務所長 |
|--|--|----------|
| | 所管区 域に係 るもの b 中部 総所の 所管区 域に る。 も も も も の の の の の の の の の の の の の の の | 中部総合事務所長 |
| | 総務び総務所域を ・ | 所長 |
| | の(東総事所び頭合務の管域係の管域係の | 東部総合事務所長 |
| | もの (b) 中総 事所所 区に るの (c) | 中铝総合事務所長 |

| 平成22年3月31日 7 | 水曜日 | 鳥 | 取 | 県 | 公 | 報 |
|--------------|-----|---|---|---|---|---|
|--------------|-----|---|---|---|---|---|

号外第40号

| | 西部 所長 | |
|--|------------------------------|----|
| | 事務 所及 び日 | |
| | 野総 合事 務所 | |
| | の所 管区 | |
| | 域に 係る もの | |
| | 26 同規則第7条第 3項の規定による | |
| | 増加で開かり 対定 (一) 請負対象設 | |
| | 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの | |
| | (二) 請負対象役 計金額が5億円 | |
| | 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が | |
| | 2億円以上の 工事に係るも の | |
| | (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも | |
| | の イ 建築工事 に係るもの | |
| | (イ) 営繕 費に係る | |
| | 本庁舎等 の工事に 係るもの | |
| | (口) (イ) 以外のも の | |
| | a 東部 総合事 務所及 | 事務 |
| | び八頭 総合事 務所の | |
| | 所管区域に係 | |
| | るもの b 中部 総合事 | 事務 |
| | 務所の 所管区 域に係 | |
| | るもの c 西部 総合事 所長 | 審務 |
| | 務所及 び日野 総合事 | |
| | 務所の 所管区 域に係 | |
| | るもの ロ 設権工事 に係るもの | |
| | (イ) 工事 費が8,000 | |
| | 万円以上 の工事に 係るもの | |
| | (ロ) 工事 費が6,000 万円未満 | |
| | の工事に 係るもの a 営繕 | |
| | 費に係 費に係 る本庁 | |
| | 舎等の 工事に | |

| 平成22年3月31日 水曜日 | 鳥 | ĦV | 旦 | 45 | 報 | 문外筆40문 |
|----------------|------|----------------|---|----------|-----------------|-------------|
| 十ル22十つ月31日 小唯日 | 7113 | 4 X | ᇧ | Δ | T IX | ラ /l わ +0 ラ |

| 係の の b 外の の a) 東総事 所 び 頭 合 務 | 以 も 東部総合事務 所長 部合 務及 八八 総総 事 |
|--|--|
| の 管域 係も (b) 中総 事所 所 区 に | 所 区に るの 中部総合事務 所長 の管 域域 係 |
| るの(c) 西総事所び野合務の管域係 | 部合務務及日総事所所所所の区に |
| 27 同球則第8条 1項の規定によ かしの修補及び 害の賠償 計金額が5億 以上の工事に るもの (二) 請負対缘 計金額が5億 未務の工事に るもの | D |
| 28 同規則第99年 2項(同規則関 条第2項にお、 準用する場合を む。)の規定に る請負代金の支 (一) 請負対録 計金額が2億 以上の工事に るもの (二) 請負対録 計金額が2億 未満の工事に るもの (1) 選動互 に係るもの イ 営業額 | 56 でで含 さよ は 設 設 に 形 係 は 設 に 円 係 |
| イ 宮崎 係る本庁 等の工事 係るもの ロ イ以外 もの (イ) 東 総合取 頭総合 務所の 管区域 | 音 に のの |

| | 係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 | 中部総合事務所長 |
|--|---|--------------|
| | 区域に係 るもの (ハ) 西部 総合事務 | 西部総合事務所長 |
| | 所及び日 野総合事 務所の所 | Mix |
| | 管区域に 係るもの (2) 設権工事 に係るもの | |
| | イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に | |
| | 係るもの ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 | |
| | 満の工事に 係るもの (イ) 営繕 | |
| | 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの | |
| | (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 | 東部総合事務 |
| | 総合事 務所及 び八頭 総合事 | 所長 |
| | 務所の 所管区 域に係 るもの | |
| | b 中部 総合事 務所の 所管区 | 中部総合事務所長 |
| | 域に係 るもの c 西部 | 西部総合事務 |
| | 総合事 務所及 び日野 総合事 | 所長 |
| | 務所の 所管区 域に係 るもの | |
| | 29 同規則第60条第 21項の規定による 前金払び係る認定 | |
| | (一) 営繕費に係る本庁舎等の工事ご系るもの(二) (一)以外の | |
| | もの (1) 東部総合 事務所及び八 頭総合事務所 | 東部総合事務 所長 |
| | の所管区域に 係るもの (2) 中部総合 | 中部総合事務 |
| | 事務所の所管 区域に係るも の (3) 西部総合 | 所長西部総合事務 |
| | 事務所及び日 野総合事務所 の所管区域に 係るもの | 所長 |
| | 30 同規則第61条第 2 耳の規定による 請負代金の前金払 | |
| | (一) 請負対象設 | |

| | 総合事務 所及以八、頭能合事事務所の所所 管区域に 係るもの (口) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (バ) 西部務 所の所管 区域に係 るものの (2) 設権工事 に係るもの イ 請負金額が 6,0007円事に 係るもの 口 請負分割を 設計金額が 6,0007円専に 係るもの の は割金額が 6,0007円専に 係るもの の なきず であるもの の 東部 総合事を の工事に 係るもの (イ) 営護 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の の 東部 総合事 務所の 所管区 域に係るももの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係るももの b 中部 総合所の 所管区 域に係るももの 所管区 域に係るももの b 中部 総合所の 所管区 域に係るももの 所管区 域に係るももの 方面に 成るもの 方面に なるもの 方面に なる 方面に なるもの 方面に なる | 総合事務総合事務 |
|--|--|----------|
| | 31 同規則第6条第 1項の規定による 工事の出来7部分 等の確認 (一) 営護衛に係 る本庁舎等の工 | |

| | 事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東国総合 事務所及び八 顕総合事務所 の所置区域に 係るもの (2) 中国総合 事務所の所置 区域に係るも の (3) 西国総合 事務所及び日 野総合事務所 の所置区域に係るも の (3) 西国総合 | 東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長 |
|--|--|--|
| | 32 同規則第6条第 4項の規定による 請負代金の形法 (一) 請負が12億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負が12億円 未満の工事に係 るもの (1) 建設工事 に係 るもの イ 営繕費に 係る本が含 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの ロ イ以外の もの (イ) 東部 | 東部総合事務 |
| | 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の域に 係るもの (ロ) 合事務 所の域に るもの (ハ) 合政域に るもの (バ) 合政域に 係るもの (バ) 合政。 (バ) 合政。 (グ) 合成。 (グ) 合。 (グ) 合。 (б) 合。 (б) (б) (б) (б) (б) (б) (б) (б) | 中部総合事務所長 |
| | 6,000万円以上の工事に係るもの ロ 読書会額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ)に書きる。 (イ)に常る本方工事に係る本方工事に係る等の「工る・で」の、(イ)に対外のもの。 a 東合所政 (ロ)外のもの。 a 東合所 政 総合所 頭 総合所 所 頭 移所 氏 環に係るもの | 東部総合事務所長 |

| b 中部 | 中部総合事務 |
|--|--------|
| 総合事 | 所長 |
| 務所の 所管区 | |
| | |
| るもの | |
| c 西部 | 西部総合事務 |
| | 所長 |
| | |
| び日野 | |
| 総合事 | |
| 務所の 所管区 | |
| 域に係 | |
| | |
| | |
| 33 | |
| 1項の規定による **** いんの (以及以) | |
| 請負代金の代理受験の発記を持ちます。 | |
| (一) 請負対象設 | |
| 計金額が2億円 | |
| 以上の工事に係 | |
| るもの | |
| (二) 請負文線設 | |
| 計金額が2億円 未満の工事に係 | |
| 大神の上手に依 るもの | |
| (1) 建江事 | |
| に係るもの | |
| イ営讃に | |
| 係る本庁舎 | |
| 等の工事に 係るもの | |
| | |
| ±o | |
| (1) 東部 | 東部 (2) |
| 総合事務 | 所長 |
| 所及び八 | |
| 頭総合事 類総合事 務所の所 | |
| 管区域に | |
| 係るもの | |
| (ロ)中部 | 中部総合事務 |
| 総合事務 | 所長 |
| 所の所管 | |
| 区域に係 るもの | |
| (八) 西部 | 西部総合事務 |
| | 所長 |
| 所及び日 | |
| 野総合事 | |
| 務所の所 | |
| 管区域に | |
| (2) 設備工事 | |
| には に は に は に は に に に に に に に に に に に に に | |
| イ 請負対象 | |
| 設計金額が | |
| | |
| エの工事に 係るもの | |
| 口請負対象 | |
| 設計金額が | |
| 6,000万元末 | |
| 満の工事に | |
| 係るもの (イ) 営繕 | |
| () 日本 費に係る | |
| 本庁舎等 | |
| の工事に | |
| 係るもの | |
| (ロ) (イ) 以外のも | |
| DEPOSITOR OF THE POSITION OF T | |
| a 東部 | 東部総合事務 |
| 総合事 | 所長 |
| | |
| び八頭 | |
| 総合事 | |
| 務所の 所管区 | |
| 域に係 | |
| | |
| b 中部 | 中部総合事務 |
| | |

| 11 | | 総合事 務所の | 所長 |
|----|--|--------------------------------------|--------------|
| | | 所管区域に係 | |
| | | るもの c 西部 | 西総合事務 |
| | | 総合事 務所及 | 所長 |
| | | び日野 総合事 務所の | |
| | | 所管区域に係 | |
| | | るもの | |
| | | 34 同規則第39条第 1項及び第70条第 1項の規定による | |
| | | 請負契約の解除 (一) 請負対象設 | |
| | | 計金額が5億円以上の工事に係 | |
| | | るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 | |
| | | 未満の工事に係 るもの | |
| | | (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも | |
| | | エ事に示るも の (2) 工事費が | |
| | | 2億円未満の 工事に係るも | |
| | | の イ 建築工事 Iゴ系るもの | |
| | | (イ) 営繕 費に係る | |
| | | 本庁舎等の工事に | |
| | | 係るもの (ロ) (イ) 以外のも | |
| | | の a 東部 | 東部 |
| | | 総合事 務所及 | 所長 |
| | | び八頭 総合事 務所の | |
| | | 所管区 域に係 | |
| | | るもの b 中部 総合事 | 中部総合事務所長 |
| | | 総ロ事 務所の 所管区 | rite |
| | | 域に係 るもの | |
| | | c 西部 総合事 務所及 | 西部総合事務 所長 |
| | | び日野 総合事 | |
| | | 務所の所管区 | |
| | | 域に係 るもの ロ 設備工事 | |
| | | ゴ系るもの (イ) 工事 | |
| | | 費が6,000 万円以上 | |
| | | の工事に 係るもの (ロ) 工事 | |
| | | 費が6,000 万円未満 | |
| | | の工事に 係 るも の a 営繕 | |
| | | d 当細 費に係 る本庁 | |
| | | 舎等の | |

| 平成22年3月31日 | 水曜日 | 島取 | 県 公 | 報 | 号外第40号 |
|------------|-----|----|-----|---|--------|

| | 工係の b 外の a 東総事所び頭合 の かの a 東総事所び頭合 所び頭合 | 東部総合事務所長 |
|--|--|-------------------|
| | 務の管域係もの中総事所所区にるの 部合務の管域係もの 部合務の管域係も | 中部総合事務所長 |
| | のこ西総事所び野合務の管域係部合務及日総事所所区にる | 西部総合事務 所長 |
| | もの 35 同規則第72条第 1項の規定による 請負代金の支払 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 (1833年の | |
| | は系表もの イ 営舗費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事び 所政公合事 務所反公合事 務所の所 管区域に 係るもの | 東部総合事務所長 |
| | (ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所及び日野総合事務所域に係るもの(2) 設備工事に係るもの | 中部総合事務所長 西部総合事務所長 |

| 平成22年3月31日 | 水曜日 | 自 | Ħ∇ | 県 | / \ | 報 |
|------------|-----|-----|----|---|------------|-----|
| Tルムナックシロ | ᄭᄩᄓ | 712 | 47 | ᅏ | Δ | +IX |

報 号外第40号 ___

| | イ 設計(金列) は は は は は は は は は は は は は は は は は は は | 東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 |
|--|--|------------------------------|
| | 36 同規則第72条第 7項の規定による 当該物件の規定によう等 の決定 計会額が5億円 以上の工 請額が5億円 以上の工 請額が2億円 以上5億円 以上5億円 以上5億円 以上5億円 以上5億円 の (二) 請額が2億円 以上5億円 の (三) 請額が2億円 以上5億円 の (三) 請額が2億円 大満の工 請額が2億円 未満の工 請額が2億円 未満の工 請額が2億円 未満の工 計会ので (1) 系る地の費に 第る本工事 「任係る本に 「日本ので (イ) 東部務所の域に の (ロ) 全の所に (の) (の) 中部務 所の域に の (の) 中部務 所の域に の (の) 部務 の域に の (の) 部 の域に の (の) 部 の域に の (の) 部 の域に の (の) が (の) | 東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 |

| | 管係とは、 | 東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 |
|--|--|---------------------|
| | 37 同規則第72条の 3第1項の規定による190万年間の表面の要請的では、 | 東岩能給事務所長 |